

共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	物価高対応子育て応援手当事務センター運営等業務(令和8年6月以降分)
発注課	子) 子育て支援部子育て支援課
選定事業者	株式会社恵和ビジネス

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第( )号

【具体的事由】

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、0歳から高校生年代までの子ども達に1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定されたことに伴い、対象者へ支給決定等の文書を発送するほか、問い合わせを受けるコールセンター業務、申請受付・審査等業務、文書等作成業務を一体で行う事務センター運営等業務を、令和8年1月22日から同年5月29日までを履行期間として「株式会社恵和ビジネス」と契約締結している。この履行期間終期については、当該事業の終了時期が国から明確に示されていなかったため、令和7年度の出納整理期間を踏まえて設定したものであるが、令和8年2月27日版の当該事業 Q&A にて最終の申請期限は令和8年6月30日までとするよう指示があった。したがって今後も申請受付・審査や、問い合わせ対応が発生することから、最終申請期限到来後一定の期間までは引き続き事務センター運営が必要である。

事業者の選定について、「株式会社恵和ビジネス」が引き続き受託した場合、当該事業の概要や業務委託に関する事務フロー等はすでに習得していることから、履行品質を確保できる。また、コールセンターの電話番号は「株式会社恵和ビジネス」が取得しており、申請書の送付先である事務センター所在地も「株式会社恵和ビジネス」の自社ビルであることから、受託業者変更に伴いそれらに変更となると市民の利便性を損なうこととなる。加えて、履行中の業務委託には受け付けた申請の不備解消に向けた対応も含まれており、申請者ごとの個別の対応経過等を蓄積している「株式会社恵和ビジネス」以外の事業者が、それら対応を引き続き円滑に行うことは困難である。

以上のことから、本件は当初予期し得なかった事情の変化等により必要となったものであり、現に契約履行中の者である「株式会社恵和ビジネス」が引き続き業務を実施することが競争に付するよりも有利と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特定随意契約を行うこととしたい。

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の2 第 1 項第 6 号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	2026年4月20日
-----	------------